

2024.7.1 改訂

セーフティネット保証6号の認定を受けられる方 (取引金融機関の破綻)

【認定の条件】

破綻金融機関と金融取引を行っていたことより、借入の減少等が生じている中小企業者を支援するための措置です。

【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次に該当する方。

破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっているもの。

【必要書類】

- ① 認定書 1部(テクノプラザかつしか 経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書 2期分
- ④ 破綻金融機関との取引が確認できる資料(借入償還表等)

【認定の面接予約】

認定を受けるには、経営相談室の面接が必要となります(事前予約制)。

場所：葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか 1階

【予約・お問い合わせ先】

葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係 電話03(33838)5556

平日の午前8時30分～午後5時まで

様式第6

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

葛 飾 区 長 あて

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

(金融機関名)

私は、_____が、破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1. _____に対する借入

年 月 日 から 年 月 日 までの _____ に対する借入額

円

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青木 克徳

(本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで)